

【令和2年第6回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和2年12月11日 まちづくり委員長 市古 次郎

- 「議案第162号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 建築物の用途制限の変更内容について

小杉町2丁目地区の地区計画については、従前の用途地域における建築物の用途の制限を定めていたが、事業完成に伴う用途地域の変更後も、当該地区の規制内容をこれまでと同様のものとするため、本条例における建築物の用途の制限を変更するものである。

《意見》

* 本条例制定の趣旨は理解するが、小杉町2丁目地区の地区計画は、用途地域の変更によって生活環境が損なわれ、住民にとって受け入れ難いものであり、これに反対する立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第163号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 公共物以外の占用物件について

道路占用料の約8割は公益企業の物件が占めており、残りの約2割が看板類や日よけ等、一般占用の物件である。一般占用の物件の占用料を設定するに当たっては、中小企業や市民への影響が大きいことから、低い単価を設定している。

* 商店街の街路灯に掛かる占用料について

商店街の街路灯については全て免除としている。

* 一般占用での1件当たりの占用料の平均上昇額について

全てのケースを試算してはいないが、中小企業による占用が多い物件については、1件当たりの平均年額が最大で400円上昇すると試算している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第164号 川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 商店や市民への準用河川の土地占用料に関する金額的な配慮について

道路占用料の場合と同じく、低い単価を設定している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 165 号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」
《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 169 号 中野島住宅新築第 5 号工事請負契約の締結について」
《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 170 号 高石住宅新築第 2 号工事請負契約の締結について」
《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 172 号 高津区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線（蟻山坂工区）道路築
造（その 4）工事請負契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 173 号 市道路線の認定及び廃止について」
《審査結果》

全会一致原案可決